

由利本荘市鳥海そば等加工提供施設 指定管理者募集要項

1 施設の概要、管理業務の内容及び管理させる期間

- (1) 施設名称
 - ・由利本荘市鳥海そば等加工提供施設
- (2) 管理業務の内容及び管理させる期間
 - ・その他別添仕様書のとおり

2 指定管理者の収入に関する事項

- (1) 指定管理料

該施設の指定管理料は、無償とする。

なお、申請時の収支計画（後述「4 申請の手続き」（1）アにおける収支計画書）による提案にあたっては、下記の経費実績を参考に収入、経費等を想定し算定すること。

（由利本荘市鳥海そば等加工提供施設に係る経費実績）

 - ・令和3年度決算額 12,559,567円
 - ・令和4年度決算額 13,469,158円
 - ・令和5年度決算額 13,171,904円
 - ・令和6年度決算額 13,639,429円
- (2) 収入・経費の精算

指定管理者が、業務を市が示した水準通りに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めない。
- (3) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、指定管理業務専用口座で管理し、指定管理業務とその他業務の経理は、明確に区分して整理すること。

3 申請する団体に必要な資格等

- (1) 申請する団体に必要な資格
 - ア 法人その他団体であること。なお、組織の形態（株式会社、任意団体等）は問わない。
 - イ 緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他使用人として使用する団体を含む。）
 - イ 申請の日において、現に市の指名停止処分中の団体
 - ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体
 - エ 法人市民税、固定資産税、その他市税（以下「市税」という。）を滞納している団体及び市税を滞納している者が代表を務める団体
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しく

は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等)

4 申請の手続

(1) 申請書に添付する書類

- ア 指定を受けようとする公の施設の管理運営業務に関する事業計画書、人員配置計画書及び収支計画書
- イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ウ 当該法人の登記事項証明書（法人のみ）
- エ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の事業概要を記載した書類
- オ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の収支決算書又はこれに類する書類
- カ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の財産目録又はこれに類する書類
- キ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の貸借対照表又はこれに類する書類
- ク 申請書提出日現在の申請団体の組織図
- ケ 申請書提出日現在の申請団体及びその代表者の市税の完納証明書
- コ 管理させる公の施設又は類似施設の管理に関する業務の実績を記載した書類
- サ その他市が必要とし、提出を求める書類

(2) 提出場所

〒015-0592 由利本荘市鳥海町伏見字赤渋 28 番地 1
由利本荘市鳥海総合支所 産業建設課 (TEL 0184-57-2205)

(3) 提出期限

- ・公募参加申込書 令和7年10月21日（火）午後5時
（公募参加申込書を提出しない団体は、申請書の提出はできません。）
- ・申請書及び添付書類 令和7年10月28日（火）午後5時
（申請書及び添付資料は、市長が特に指示し、再提出又は追加提出をさせる場合を除き、期限後に変更又は追加提出はできません。）

(4) 提出部数

- ・2部（正本1部と、正本を複写したもの1部、PDFデータ）
- ・紙提出形式
A4フラットファイル（留め具が金具でないもの）に綴り、表表紙並びに背表紙に「由利本荘市鳥海そば等加工提供施設指定管理者指定申請書（団体名）」と記入等すること。
また、アからサの書類毎に見出しを付けること。（「事業計画」「定款」等）

(5) 質問事項の受付

募集要項の内容等及び施設に関する質問事項は、令和7年9月29日（月）から令和7年10月6日（月）午後5時まで、質問書（別記様式3）により受け付けるものとする。

「10 質問、問い合わせ先」に持参するか、電子メール又は郵送（郵送の場合は10月6日必着）にて提出すること。

※電話、口頭による質問は受け付けない。

提出された質問は、「7施設の現地説明会」にて書面で回答する。現地説明会でも質問を受け付けするが、その際は後日の回答となる場合がある。

(6) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は事業の公表等必要な場合は無償で使用できるものとする。また、提出書類は、個人情報保護法その他の法令、条例又は規

則等で定めるものを除き、公開される可能性がある。

なお、提出いただいた書類は返却しない。

(7) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

5 選定の方法、基準及び時期

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。なお、審査基準は次のとおり。(括弧内は配点)

(1) 市民の平等利用の確保 (適合しなければ失格)

ア 一部の市民に対する不当な利用制限はないか。

イ 一部の市民を不適当に優遇していないか。

(2) 市民に対するサービスの向上 (15点)

ア 市民にとって利便性が高まっているか。

イ 初めての利用者に対して利用しやすい環境整備を行っているか。

ウ 利用料金等の設定金額はどうか。

(3) 公の施設の設置目的の効果的な達成 (25点)

ア 施設の利用を促進させる情報提供や広報がとられているか。

イ 市民からの要望に対し、柔軟に対応できる計画となっているか。

ウ 管理運営業務の計画に創意工夫が図られているか。

エ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。

オ 地域活性化に資する事業計画となっているか。

(4) 公の施設の適正かつ効果的な管理運営 (25点)

ア 管理に係る収支計画は適正か。

イ 管理経費の縮減に向けた取り組みがなされているか。また、経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。

ウ 個人情報保護の体制とそのチェック機能は十分か。

エ 施設の質を維持又は向上させるものであるか。

オ 利用者及び施設管理業務の従事者の安全管理が適切に計画されているか。

(5) 適正かつ確実な施設運営を行う申請団体の能力 (35点)

ア 経営状況や財務状況は問題ないか。

イ 法令等を遵守した経営が行われているか。

ウ 当該施設又は類似施設の管理及び運営の実績はどうか。

エ 苦情処理や災害等の緊急時に迅速かつ適正に対応できる体制であるか。

オ 人員配置計画は妥当か。

カ 施設の維持管理に必要な資格等を有する者の確保がなされているか。

キ 職員の資質向上に向けた取り組みを行っているか。

(6) 選定結果の通知

申請書及び添付書類の提出締め切り後、由利本荘市指定管理者選定委員会で審議した後、速やかに結果を申請団体に通知します。

6 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求めることができる。
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 指定管理者が市の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (4) 指定管理者は、(2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、指定管理業務に係る債務不履行により、市に対して損害が生じたときは、賠償の責めを負うこととなる。
- (5) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとする。

7 施設の公募説明会

- (1) 日 時 令和7年10月10日（金）午前10時から
- (2) 場 所 由利本荘市鳥海町鳥海町伏見字赤渋28番地1
由利本荘市鳥海総合支所内 会議室 ～ 現地施設（予定）
※場所が変更となる場合は、申込者へご連絡します。
- (3) 参加人数 各団体2名以内とする。複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては各構成団体につき2名以内とする。
※移動等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 参加申込 参加希望の方は「公募説明会への参加申込書」（別記様式1）に必要事項を記入の上、「10 質問、問い合わせ先」に持参するか、電子メール、郵送（8月8日（金）必着）にて提出すること。
- (5) 申込期限 令和7年10月6日（月）午後5時

8 その他

- (1) 申請団体に対し、申請書及び添付書類の説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定される。
- (3) 管理業務に係る経費は、指定管理者として指定された後に市と締結する協定に基づき支払うことになる。
- (4) 本要項又は仕様書に記載のない事項については、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」（市ホームページに記載）を参照の上、必要に応じ問い合わせること。

9 公募から管理運営の開始までのスケジュール（予定）

令和7年 9月29日（月）	公募の公告
令和7年 9月29日（月）～10月6日（月）	質問事項の受付
令和7年10月10日（金）	現地説明会の開催

令和7年10月21日（火）
令和7年10月28日（火）
令和7年11月中旬（予定）～

公募参加申込書の提出締切
申請書等の提出締切
選定委員会による協議
指定管理者の候補者の決定
市議会での指定管理者の議決
指定管理者の指定（告示）
協定の締結
指定管理者による管理運営の開始

令和8年4月1日（水）～

10 質問、問い合わせ先

〒015-0592 由利本荘市鳥海町伏見字赤渋28番地1
由利本荘市鳥海総合支所 産業建設課
TEL：0184-57-2205 FAX：0184-57-2076
Mail：cki-sanken@city.yurihonjo.lg.jp

11 添付資料、様式

- （1）公募説明会への参加申込書（別記様式1）
- （2）指定管理者公募参加申込書（別記様式2）
- （3）質問書（別記様式3）
- （4）指定管理者指定申請書（様式第1号）
- （5）事業計画書及び収支計画書（様式第2号）
- （6）由利本荘市鳥海そば等加工提供施設 指定管理者管理業務仕様書